

# 平成 17 年度 安平町の決算

平成 18 年 3 月 27 日に安平町が誕生し、3 月 31 日までの 5 日間における平成 17 年度安平町決算についてお知らせします。

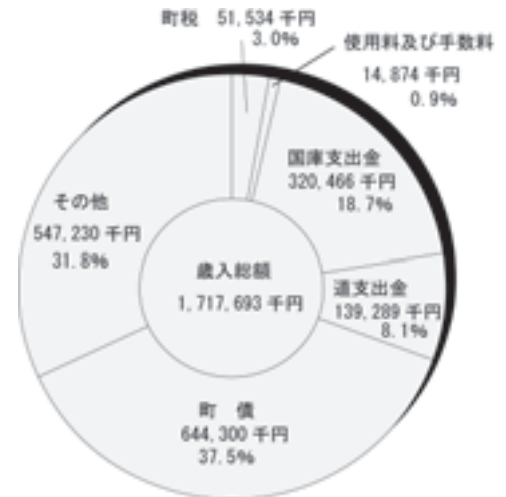
なお決算については昨年の第 6 回安平町議会定例会で一般会計と 6 件の特別会計が審議され認定されました。

## 平成 17 年度町税収入状況

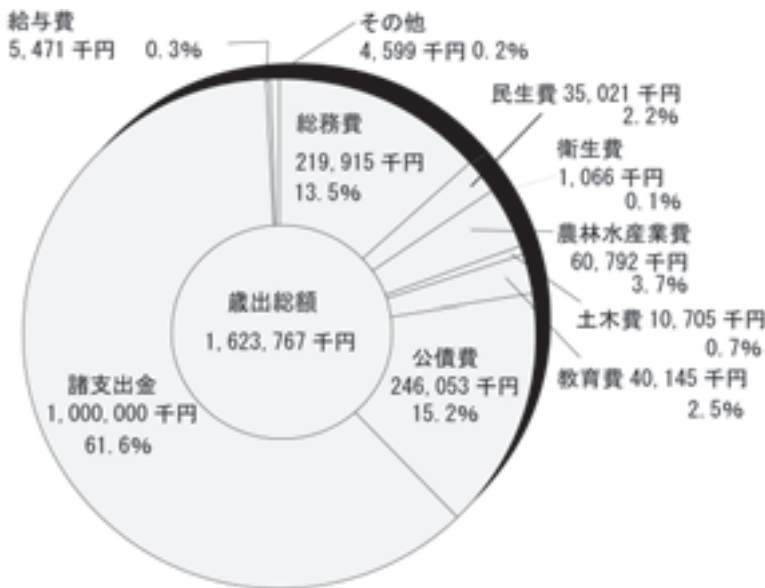
区 分	収入額	徴収率	構成比
町 民 税	44,605 千円	74.1%	86.6%
固定資産税	2,404 千円	1.1%	4.7%
軽自動車税	168 千円	22.1%	0.3%
町たばこ税	4,357 千円	100.0%	8.4%
合 計	51,534 千円	18.1%	100.0%



町税の内訳



その他とは、地方譲与税、自動車取得税交付金、諸収入などです。



その他とは、議会費、労働費、商工費、災害復旧費、消防費です。

## 決算の認定

決算とは、一会計年度の予算の執行の実績を表したものです。地方公共団体の場合、監査委員が審査し、議会の認定を経なければなりません。そこで予算の適正な執行の有無が確認されます。

### 歳入

皆さんから納めていただく税金や使用料など、まちづくりを進めるための財源(収入)のことです。町が事業を行なうときに、国や道から補助を受けたり、金融機関などに借金(町債)をする場合もあり、それらも歳入として計上しています。

また歳入には、町税や繰入金など町が自ら収入できる「自主財源」と、国や道などから定められた額を交付されたり、割り当てられたりする「依存財源」に分けられます。

依存財源の代表的なものが「地方交付税」です。

### 歳出

税金などの財源をもとにまちづくりを行なうための経費(支出)のことをいいます。

支出の目的によって、総務費や民生費などに分類されています。公債費とは町債(借金)などの返済金のことです。

このほか、歳出(支出)を人件費や扶助費などの義務的な経費や、投資的な経費という性質によって分類する方法もあります。